

財務省告示第三百八十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百三十六回）

二 発行の根拠 平成十七年度における財政運営

の法律及びそのための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項及び国債

三 振替法の適用 整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に価格競争入札において

定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非







